

立命館いばらきフューチャープラザにおけるイベント 開催時の臨時駐輪場設置（試行）について【実施要領】

1 内容

立命館いばらきフューチャープラザにおいてイベントを開催する場合、茨木市（文化振興課）に届出を行ったうえで、岩倉公園内に臨時駐輪場を設置できることとします。

ただし、臨時駐輪場設置に必要な駐輪場バリケード等の移動、来場者の誘導、臨時駐輪場の整理等については、主催者側で対応をお願いします。



2 事前の手続

立命館いばらきフューチャープラザの施設申込終了後、イベント開催の10日前までに、「臨時駐輪場設置届出書」を茨木市（文化振興課）に提出してください。

3 当日の運営

(1) 臨時駐輪場用「案内パネル」の受け取り

岩倉公園管理棟で、スタッフから臨時駐輪場用の「案内パネル」を受け取ってください。



管理棟



案内パネル

(2) 臨時駐輪場の設営

臨時駐輪場用の「バリケード (赤色)」と「三角コーン (青色)」を所定の位置に移動 (右
下図) し、「案内パネル」を「三角コーン」に被せて臨時駐輪場を設営してください。

4つのゾーンに最初から設置するのではなく、最初はAゾーンに設置し、自転車が満杯
になればBゾーンに設置、以後満杯になれば、随時次のゾーンに設置してください。

イベント開始前からイベント終了まで、必ず誘導員を複数名配置してください。

各ゾーンの間 (黄色の網掛け以外の場所) に駐輪させないように誘導してください。



■ バリケード ● 三角コーン

Aゾーンの東側から順に駐輪し、自転車が満杯になる
ごとに、B→C→Dと順番に設置してください。

(3) イベント終了後

イベント終了後は、「バリケード」と「三角コーン」を元の場所に返し、「案内パネル」
は管理棟に返却してください。



問合せ先

茨木市 市民文化部 文化振興課 政策係 TEL 072-620-1810

※立命館大学では対応できません。ご不明な点は事前に上記までお問い合わせください。